

2018年7月豪雨災害で被災した学校法人古沢学園入学志願者に対する入学選考料・入学金の返還及び前期授業料の免除について

<入学選考料の返還>

1. 制度対象校

本学園が設置する専門学校6校

- ◎広島 Law&Business 専門学校
- ◎専門学校 広島自動車大学校
- ◎専門学校 広島工学院大学校
- ◎広島製菓専門学校
- ◎専門学校 福祉リソースカレッジ広島（通信課程は対象外）
- ◎広島医療保健専門学校

2. 返還対象となる入学試験

本学園が設置する専門学校6校の2018年度に実施する全入学試験（2019年度入試）。

3. 対象者

志願者のうち、災害救助法が適用された地域に志願者本人もしくは学費負担者（保護者等）が住居しており、本学園が指定する被災状況に関する基準に該当する被災者を対象とする。

4. 対象となる被災内容

被災により次のいずれかに該当する場合

- (1) 主たる家計支持者(学費負担者)が死亡もしくは行方不明である場合
- (2) 主たる家計支持者(学費負担者)が6ヶ月以上の長期療養中もしくは重度障害を負っている場合
- (3) 主たる家計支持者(学費負担者)が所有する家屋が全壊、大規模半壊、半壊の被害を受けた場合
- (4) 主たる家計支持者(学費負担者)が失業するなどして著しい家計急変があり、学費の納入が困難である場合

5. 申請の方法

学生募集要項に定めている出願書類とともに『6.申請書類』の必要書類を同封し、原則として出願期間内に郵送または本校へ持参する。入学選考料については、出願時において一旦納入し、入学選考料返還申請書類の確認後において届出の口座に返還を行なう。

6. 申請書類

- (1) 入学選考料返還申請書（所定様式①）
- (2) 入学選考料返還振込依頼書（所定様式②）
- (3) 被災により死亡したこと等を証明する書類（写し）（上記4の（1）に該当する者）
- (4) 医師の診断書（写し）（上記4の（2）に該当する者）
- (5) 罹災証明書（写し）（上記4の（3）に該当する者）
- (6) 上記4の（4）に該当する場合は、出願校の各事務局まで問い合わせる。

7. 入学選考料の返還時期

入学選考料の入金、及び申請書類を確認のうえ、返還する入学選考料より振込手数料を差し引いて返還する。(試験実施から約1ヶ月後)

<2019年度入学金の返還・前期授業料の免除>

1. 減免対象者

入学選考料の返還対象者<入学選考料返還 3.対象者、4.対象となる被災内容 参照>であり、合格者のうち本学園の設置する専門学校に正規学生として入学した者。(入学辞退者については、返還対象外)

2. 入学金について

入学手続きにより一旦納入のうえ、返還する入学金より振込手数料を差し引いて返還する。(入学後の4月末まで)

3. 2019年度前期の学費について

前期授業料を全額免除する。

4. 申請書類等の提出方法

入学金の返還、授業料の免除申請の提出方法や期限については合格発表時に知らせる。

◆問い合わせ先

学校法人 古沢学園 都市学園大グループ
広島 Law&Business 専門学校 事務局
〒730-0811 広島市中区中島町9番11号
電話 (082) 247-3700